

自治が変わる・自治を変える

# SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】[info@saitama-jichi.jp](mailto:info@saitama-jichi.jp)

## 緑と清流の土地をなぜ「指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地」とするのか

### —栃木県塩谷町寺島入（国有地）の指定撤回を求める地元視察報告—

事務局長の船橋が10月26日に

栃木県塩谷町を訪問・視察しました。

今回の視察は女性会議が発行する『女のしんぶん』の取材に同行させてもらったものです。同町の山間の土地が「指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地」とされていることは以前聞いた記憶があったものの、現在も処分地場反対の運動が続いていることを聞いて同行させていただきました。

右の写真は、塩谷町にある候補地とされる現地。手前の石の部分は川の中州と言って良い部分。その先の森の部分が候補地（植林された杉林—国有地）川は那珂川の最上流にあたる荒川の源流地域



7年半を経過した東日本大震災と福島第1原発の事故。直後は埼玉県内でも放射能汚染から子供を守ろうと、多くの自治体が学校給食の食材の放射能測定などを取組んでいました。もちろん現在も続けているところもあります。自治体によっては水源の問題や、下水処理汚泥、除染作業の必要などころもありましたが、やはりどこか「通り過ぎてしまった感」はあります。「しかし、問題は何一つ解決しないままほったらかされている。」というのが今回現地取材をさせていただいての実感です。

#### 「指定廃棄物」の最終処分場とは何か

2011年3月11日東日本大震災発生、大津波が発生福島第1原発を襲った。冷却水を送る自家発電機も津波をかぶる。メルトダウンした1号機が12日に水素爆発。その後も3号機・4号機で同様の水素爆発が起きる。結果大量の放射能が大気中に排出された。その結果大気だけでなく土壌も水も森林や稲わら、農作物、ひいては人間もが汚染された。

指定廃棄物とはこの時汚染された稲わらなど1kgあたり8000ベクレルを超えるものをいう。

そして、国はこの指定廃棄物については国の責任で処理することを、「放射性物質汚染対処特別措置法（2012年1月施行）で決定している。また、閣議決定でこの処分は排出された都道府県内で行うこととしている。2012年3月にはこの処分が必要な県は、栃木県、茨城県、宮城県、群馬県、千葉県との5県としている。

そして栃木県内各地に分散保管（170カ所）されているこれらの指定廃棄物を1カ所に最終処分するとして選定されたのが塩谷町の寺島入地区の国有林です。国はここに遮断型構造の処分場と仮設焼却炉をつくるとしています。

### すぐさま町を挙げて反対を表明

2012年9月環境省はこの候補地として一度は栃木県矢板市塩田地区を選定しました。これには事前協議もなく一方的であると該当市が猛反発し、選定手法を見直すこととなりました。

その後、環境省は栃木県の協力を得て4回の市町村長会議を開催。

2014年7月30日井上環境副大臣が塩谷町を訪れ、寺島入（国有地）の3.0ヘクタールを指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地として提示した。

町は、8月12日付で広報しおや特別号を発行。

広報によると、町議会全員協議会、指定廃棄物の候補地選定に係る連絡会議、臨時議会を開催。さらに、同年8月7日には「塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会」が設立され、「白紙撤回」の機運は高まるばかりと報じられています。



現在も名水の里交流館に反対同盟の事務所が併設されている



湧水を使用した豆腐のお店があり、その店の前には白紙撤回ののぼり



### 「いらぬものはいらぬと言おう」「いんね（「いらぬ」の意味）」看板

加えて、「町長は明確に「反対」を表明していますが、候補地（高原山）が荒川水系の源であり、さくら市や那須烏山市などを流れ、最後には那珂川に合流することから、茨城県においても、那珂川を水源とする自治体に影響を及ぼす可能性があるため、それらの区域の方々と連携して、詳細調査の受け入れ反対などを求めていくことが必要」と訴えています。

### 見形町長が先頭に立って—町議会は内閣と衆議院・参議院に白紙撤回の意見書

2014年8月5日には町議会が白紙撤回の意見書を採択し環境省や国会に送付しています。

8月31日には塩谷中学校アリーナを会場として「指定廃棄物の最終処分場詳細調査候補地の反対と白紙撤回を求める緊急住民集会」が開催されます。2000人が集まり、会場に入りきれず500人が外で見守ることになったといわれています。

集会には急遽同町出身で名誉県民でもあった作曲家の船村徹氏も駆けつけて「故郷の山や川が汚されてはいけない。せつかく山の日が制定されたのに、その山を選定するとは、本当に頭にくる。吹っかけてきたのは東京電力。世が世ならぶつくらして（一発くらわして）やりたい」と語り、反対の姿勢を鮮明にされました。と広報特別号②は伝えています。

船村氏（残念ながら2017年2月に死去）については、視察の時にごあいさつした見形和久町長も多くの思い出を語っておられました。

反対同盟の動きや栃木県や国の対応、処分場計画の具体的なものはここに記載することがで

きません。町のホームページに詳しく経過が掲載されています。また環境省のホームページに計画などが載っていますので下記の URL からご参照ください。

塩谷町ホームページ

<http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/top/top/asp>

栃木県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

環境省指定廃棄物処理情報サイト

<http://shiteihaiki.env.go.jp/>

### 住民の暮らしを守る首長の強い決意が表明された文書（広報や「町が求めるもの」）

見形和久町長は広報特別号で「住民の暮らしをまもり、安心安全な生活を支える」と訴えています。（2014年8月12日）

今回の視察には町長のほか、町総務課「指定廃棄物処分場対策班長」の見形儀雄氏、同主査の森田裕仁氏にこれまでの経過や現状について説明をしていただきましたが、「対策班だより」第1号が10月10日に発行されています。（同封）

「対策班だより」は2017年12月までに28号が発行されています。

そして、同年11月4～5日には「塩谷町が求めるもの」の文書をもとに白紙撤回への理解を求めて県内の各市町村を訪問しています。

船橋が今回の視察に行くことにしたのもこの文書を読んだからでした。



視察当日の見形和久町長

この文書の本文は次の2項目です。

1. 指定廃棄物の最終処分場詳細調査候補地（寺島入）の白紙撤回を求めます。
2. 指定廃棄物処分場の立地については、福

**島を含む6県拡散ではなく、廃棄物処理の原則である集中処理に則り、適地を再選定するように提案します。**

この本文の後になぜ白紙撤回かの理由が述べられています。紙幅が少ないので小見出しだけを紹介しします。（全文は町ホームページで）

・水源地は指定廃棄物最終処分場の適地ではありません。・焼却炉は設置すべきではありません。・低線量放射線の健康影響は無視できるものではありません。・最終処分場ができると近い将来県北の市や町は消滅の危機に瀕します。・選定プロセスが適正ではありません。・県内処理に拘泥すべきではありません。・放射性廃棄物は封じ込め、拡散させないことが原則です。・**福島第一原発周辺以外に適地はありません。・水素爆発で価値を失った福島第一原発には新たな価値があるのです。・今が「自区内処理」の方針を見直すべきです。**

政治家が強い決意をした時にはこんな文書が書けるのかと本当に驚きました。下線の部分は、福島（原発立地の大熊町・双葉町）のことを考えたら政治家ならためらう発言・文書です。今まで福島を処分場にといい意見は仲間内では聞いたことがあります（私自身も他にないと考えていました）が、認識不足で政治家（塩谷町）が公式に発言しているのを知りませんでした。

町長の強い意志は『広報特別号3号』（10月10日発行）の町長インタビューにも現れています。「私たち首長は市町村の代表という一面もありますが、住民の代表でもあります。よって住民の立場に立って物事を推進することは何よりも大切な部分であると思っています。あの日（8月31日）、私の耳には多くの町民の声が聞こえてきたことは鮮明に覚えています。あの時、私の進むべき道は『断固反対 白紙撤回』であると確信しました。

また環境省が求める住民説明会の開催についても、環境省が「候補地選定の手法や評価基準については市町村長会議ですでに決定していると繰り返していることを踏まえ、「市町村長会議は意見協議の場であり、採決等は一切行われてい

ないし、その内容があたかも決定であるかのような結論付けということを主張しているように、私は感じています。ですから、同じような手法で住民説明会が行われた場合、参加者は少なく、意見がない場合でも、本町の人々は『賛成』であると、一方的に判断がされる危険性があるため、住民への説明会開催の周知方法・説明の内容(資料)・採決の取り方・詳細調査実施の判断に至る基準(過半数の反対であれば調査は行わないなど)が明確にならない限り、住民説明会は受け入れない、会場も貸せないという姿勢を取らせていただきました。」と述べ環境省への不信、住民を守る立場を明確にしています。

### 候補地が豪雨で冠水-候補地返上へ

2015年10月には、9月の関東・東北豪雨の際候補地が被害を受けていることについて、町・町議会・同盟会・県の立ち合いで環境省、国の有識者によって被害調査が行われた結果、詳細調査候補地が冠水されたことが確認されています。

11月20日にはこの調査の報告会が開催され、候補地としての選定要件を満たしていないことから、町民の総意として、環境省に『候補地選定結果の返上』をすることが決定されています。

12月7日に井上環境副大臣に、町長・町議会が『詳細調査候補地選定結果の返上』の文書を手渡しています。

町はこの後も、2017年6月に大槻東北大学名誉教授による現地調査結果報告会などを開催し、環境省の候補地選定方法が雑であることなどを指摘しています。

### あきらめない国・環境省との対峙が続く

『候補地返上』したことで、環境省は翌16年2月10日付の環境副大臣の文書をもって、「『返上』と主張されても、環境省としては理解しがたいものであります」と「『返上』を認める」とはしていません。

町の担当者の方は「環境省は今も一週間に一度くらい区長のところなどを戸別訪問している」と話しておられました。圧倒的な民意が示されても、国はあきらめていません。

また、元同盟会プロジェクトメンバーの塾経営の大山昌利さんから現状や反対運動、指定廃棄物を排出していない塩谷町の谷川の河川敷のような場所が候補地となるという理不尽・不適切な選定方法などについて1時間ほど聞きましたが、その中で先に写真で紹介した「反対看板」について、「古くなって見苦しい」などの声が出て、撤去されたものもあるとお聞きました。

栃木県以外の該当県についての現状説明も町担当者に聞きましたが、一部の県では既に8000ベクレル以下の廃棄物から試験的に焼却処分が行われているということでした。埼玉県は指定県にはなっていませんが、県内でもホットスポットと言われた市町はありました。8000ベクレルを超える指定廃棄物とはなっていませんが、除染で集められたものや下水の汚泥などはあったはずですが、これらの廃棄物がどう処理されたのか、処理されようとしているのか注視する必要を感じました。

### 沖縄の新基地建設にも通じる国の姿勢と市民の生活守る自治体の姿勢

今回の取材を通して、沖縄の新基地建設に関する国の姿勢を想起せざるを得ませんでした。一度決めたことはどんなに正当な主張が地元からあろうと曲げない・変更しない、ある意味聞く耳を持たない、かたくなな姿勢です。沖縄では県と国が裁判でも争っています。地方自治と言いつつ地方の意見を頭から無視していく。

民主主義国家であり国民主権が憲法で保障されているにもかかわらず、その民意をないがしろにしていく安保政策や原発政策、それに対峙した塩谷町の丁寧な民主的手法、「広報しおや・特別号」や「対策班だより」の発行、重要な決定に至る時の住民参加の集会の開催。沖縄の県民集会に通じるものがあります。住民の生活、安心と安全を守る最後の砦はやはり単位自治体だということを痛感しました。(事務局長・船橋)

### 同封：緊急公開セミナーにご参加を！！

会計年度任用職員についての学習会です

日時：2018年12月8日(土)14時から

会場：浦和区 県労評会館3階会議室